

社会法判例研究（第69回）

社会法判例研究会

丸谷， 浩介
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1957723>

出版情報：法政研究. 85 (1), pp.323-336, 2018-07-13. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



社会法判例研究（第69回）

社会法判例研究会

生活保護費用返還における基礎控除—生活保護費返還請求処分取消請求事件

生活保護法第六三条の規定に基づく費用返還請求処分取消請求事件 東京地方裁判所平成二七年（行ウ）第五四七号 平成二九年九月二一日判決（請求棄却） 賃金と社会保障一六九六号四一頁

丸谷浩介

【事実の概要】

一 当事者

X（原告・昭和三八年生）は、かねてから罹患していた甲状腺腫が再発したため、平成二三年九月と同年一月にそれぞれ手術を受け入院した。Xは退院後の同年一二月に

は単発で翻訳の仕事をして二〇万円の収入を得たが、他には就労する見込みがなかったためY（被告・東村山市）の処分行政庁（東村山福祉事務所長）に対して生活保護を申請し、平成二四年二月三日付けで保護開始決定を受けた。

二 稼働と収入

(1) Xは、平成二四年三月二七日から同年一〇月三十一日までの間、公共交通機関を利用して東京都東村山市から東京都北区の西友d店と品川区の西友e店の職場に一時間一五分ないし二時間弱をかけて通勤し、システム関連のマニュアルや新規プロジェクトの計画書等の翻訳の職務に従事する派遣社員としてフルタイムで稼働した。この間Xは、一四回にわたり勤務後ビジネスホテルに宿泊し、合計七万二八四〇円の宿泊費を支払った。Xは毎月一七万円から三一万円程度の実収入を得た。この間Xは派遣会社の健康保険に加入していた。

(2) Xは平成二四年一月二四日、パソコンとプリンタを合計六万六五八〇円で購入し、平成二四年一月から平成二五年四月まで、毎月七万八〇〇〇円から一九万七〇〇〇円程度の失業保険を受給した。

(3) Xは、保護開始前より賃貸住宅に居住していたところ、平成二四年五月から平成二五年五月までの間（対象

期間」という。)、保護開始決定当時に滞納していた賃料の四七万四〇〇〇円を返済するとともに、保護開始決定前に借り入れていた社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による総合支援資金につき合計四万八四九〇円を返済した。

三 保護費

Xは、派遣会社における稼働収入と失業保険を受けていた平成二四年五月から二五年五月までの間、最低生活費を一三万一六一〇円とされ、収入認定額を毎月八万八八七五円を差し引いた保護費(金銭給付分)として毎月四万二七三五円の支給を受けた(ただし平成二四年一二月期は期末手当を含むため六万〇〇〇五円とされた)。これに加え、健康保険に加入していた平成二四年五月から同年一〇月までの間、医療費の三割についての医療扶助を受け、同年一月から平成二五年五月までの間に受けた医療費は全額が医療扶助の対象とされ、医療扶助の現物支給として合計五七万六〇六〇円の支給を受け、支払い済みの保護費は一六万一二四五円となった。

四 費用返還

処分行政庁は、平成二五年五月二一日付けで、生活保護法六三条に基づきXが就労による収入を得たこと、失業手当を受けたことを理由として、支給済みの保護費のうち、

収入額二七万二八五二円から一八万八二九一元を控除した残額九三万四五六一元の返還を求める処分をした。

五 審査請求と本件訴訟

Xは平成二五年七月一日、東京都知事に対して本件処分の取消を求めて審査請求したところ、処分行政庁は同年一〇月一日、本件処分に際し必要経費(収入のうち基礎控除・所得税・社会保険料・交通費)の控除に誤りがあったとして、返還額決定のうち七二万七九九九円を超える部分を取り消す旨の決定をした。

Xはこれを不服として厚生労働大臣を再審査請求したが、厚生労働大臣は本件処分のうち取り消された部分に係る部分を却下し、その余を棄却する旨の裁決をした。そこでXはYが①収入からの必要経費の控除ないし自立更生費としての返還免除(いわゆる自立更生免除…その内訳はビジネスホテル宿泊費、社協償還金の返済額、滞納資料返済額、パソコン購入代金)をしなかったこと、②医療扶助相当額を返還させることが違法であること、③返還決定にあたって資力を考慮しなかったことが違法であること、④本件処分の通知書に収入額の内訳や控除額の内訳、支払い済み保護費の内訳等が記載されていないから控除額の妥当性を認識することができなかったとして理由の提示に不備がある

として処分取消しを求めたのが本件である。

【判旨】請求棄却

一 はじめに

(1) 生活保護法六三「条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができざる状態になつた場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定められたものである。そして、同条が、返還額について『その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において』と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、『保護の実施機関の定める額』と規定しているのは、上記資力の限度において本来受ける必要がなかつた支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、同法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること(一条)に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、全額を返還させずに支給済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであ

ると解される。

したがって、同法六三条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況及び地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限(同法二八条、二九条)を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その返還額に係る判断が上記の同法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。」

(2) 「同条に基づく費用の返還については、原則として、資力の限度において本来受ける必要がなかつた支給済みの保護費の全額を返還対象とした上、全額を返還対象とするることによつて当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、一定の額を返還額から控除することができるものと解するのが相当である。これと同旨の平成二四年課長通知は正当というべきである。」

二 争点(一)(収入からの必要経費の控除ないし自立更生免除の要否)について

(1) 本件宿泊費

次官通知第八の三(五)アは、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費に該当する場合は収入から必要経費として控除する旨定めている。「しかし、そもそも、出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解される(昭和三八年課長通知第一の四)から、Xが勤務後ビジネスホテルに宿泊したことは、『寄宿等』には当たらない。

また、なるほど、…健康な者と比較すると、通勤が負担であったことがうかがわれるが、このことを考慮しても、上記のような勤務形態、職務内容、通勤の所要時間等に鑑みると、週一回程度、ビジネスホテルに宿泊することが、収入を得るための真に必要なやむを得ないものとはいえないことは明らかであつて、本件宿泊費を収入から必要経費として控除すべきとはいえず、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものともいえない。」

(2) 本件償還金

「次官通知第八の三(五)ウは、『他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金』については、真に必要なやむを得ないもの限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないと定めているなどとして、本件償還金は、収入から控除すべき旨を主張するが、本件支援資金は、上記のとおり生活費であつて、特定の用途は定められていない上、Xは、本件支援資金を生活費に消費した旨を自認するから、本件償還金は、上記「自立更生のために当てられる額の償還金」には、該当しないというべきである」から、本件償還金を収入から控除し、又は、自立更生免除の対象としなかつた処分が政庁の判断が不合理とはいえない。

(3) 本件滞納賃料の返済

「本件滞納賃料は、保護開始決定前の債務に対する弁済であつて、これを自立更生免除の対象とすることは、結果的に保護開始決定後の最低生活費を超える保護を付与することとなるから、自立更生免除の対象とはならないというべきである。」

(4) 本件パソコン等代金

「Xが主張する上記用途であれば、パソコン等を一時的

に知人等から借りるなどして賄うことができ、本件パソコン等は自立更生のために不可欠とはいえず、その他自立更生のために不可欠といえる用途があることはうかがわれな
い。したがって、本件パソコン等代金を自立更生免除の対象としなかつた処分行政庁の判断が不合理とはいえない。」

三 争点(二)(医療扶助相当額の返還の適法性)につい

て

(一) 説明義務について

「Xは、本件保護開始決定時に、健康保険の取扱いについて、処分行政庁の担当ケースワーカーから説明を受け、実際に、同説明を踏まえて収入・無収入申告書を提出するなどしていたものと認められるから、処分行政庁は、Xに対し、必要な説明を尽くしたものと認められる。したがって、処分行政庁が説明義務を果たしていない旨のXの主張は理由がない。」

(二) 返還額について

「生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものとされているところ(国民健康保険法六条柱書き及び同条九号)、Xは、本件対象期間において、生活保護法の被保護者であったため、国民健康保険の被保険者とはなり得ず、健康保険を利

用することはできない。そうすると、医療費について健康保険の自己負担分の三割のみが利得であるとはいえず、Xは、現実に医療扶助を受けた医療費一〇割相当分を利得したといふべきである。したがって、Xの上記主張は採用することができない。」

四 小括

「以上によれば、前記一(二)のとおり、Xは、原則として、別紙二「返還対象額算定表」のうち「返還対象額」欄に記載の金額を返還すべきところ、上記二ないし四のとおり、全額を返還させることが不可能又は不相当であると認めるに足りる事情はなく、他に同事情をうかがわせるに足りる証拠はないから、処分行政庁の返還額に係る判断が、生活保護法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められない。」(なお、他の争点については割愛する)。

【検討】

一 本判決の位置付け

(1) 本判決の位置付け

本判決は、働きながら生活保護を受給していた被保護者の収入認定につき、保護実施機関が決定した認定額と実際の稼働収入に齟齬が生じたため、結果として生活保護費が過払いになったとして、その過払い分を返還させる決定をしたことを不服として取消しを求めた事例である。Xはこの返還額算定にあたって、就労に伴う必要経費を控除しよう求めたが、裁判所はこれを認めなかった。

(2) 生活保護法六三条による費用返還

生活保護法六三条は、被保護者に結果として過払いとなった保護費につき、保護の実施機関に対して費用返還させることを定めている。このような保護費の返還は、①急迫保護（法四条三項、二五条）による保護を実施した場合であって後に資力があつたことが判明した場合、②申請保護の場合であつても保護開始時には現実化できない資産を有していた場合、③保護の実施機関の過失により、保護受給過程において行われた資力調査が不十分であった場合、④被保護者の過失により資産申告が不十分に行われた場合（なお、故意の場合には法七八条（いわゆる不正受給）の

問題として処理される）、⑤資産の申告は正しく行われていたが、保護基準が改定されたため結果として過払いが生じた場合、に大別される。

法は被保護者に対して収入支出等の変動があつたときはその旨を届け出なければならぬ旨定める（法六一条）。一方、保護の実施機関には保護の実施等に必要な調査等の権限が定められているから（その範囲は被保護者のみならず扶養義務者のほか関係第三者にも及ぶ・法二八条）、収入状況の把握は被保護者も保護の実施機関も一定の責任を負うことになる。本判決の認定した事実によつても、収入の把握及び収入認定が正しく行われていなかった過失がいづれに帰属するかは明らかでない。したがつて、本件はこの類型の③ないし④に属するものである。もつとも、六三条による費用返還額を決定するにあつて、いづれに過失があるかは考慮要素となつてこなかったもので、判決がいづれの過失に属するかを認定しなかつたことには一定程度首肯できる（もつとも、評者は過失の帰属を返還額決定の考慮要素とすべきであると考えているが、深入りしない）。

(3) 返還額決定

保護費の過払いが生じた場合の返還額決定は、判旨一・(一)のように、「受けた保護金品に相当する範囲内におい

て保護の実施機関の定める額」とされているから（法六三条）、保護の実施機関に裁量権がある（最判昭四六・六・二九民集二五巻四号六五〇頁、大阪高判平二五・一二・一三賃社一六一三号四九頁など）。返還額決定に関する裁量権行使にあたって、実務上は原則として過払いとなった保護費の全額を返還させることとしているが、全額返還によって被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、事前に実施機関に相談があったものに限って（事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものを除く）、自立更生のための用途に供される額については控除することができることとされている（平成二四年七月二三日社援保発第〇七二三、昭和三八年四月一日社保第三四保護課長通知）。

しかしながら、被保護者に過払いが生じていたことはもとより、費用返還義務が発生していること、費用返還にあたって自立更生費を控除することができること、どのような自立更生費を利用することができるか、自立更生費控除を利用するには事前に協議をすることが必要であること、等について、被保護者が十分に理解把握しているとは限らないし、保護の実施機関がそれを懇切丁寧に説明していない事例も少なくない。¹⁾ 六三条返還額の決定にあたっては多

くの司法における法的紛争が発生しており、取消訴訟に至らずとも二〇一四年行政不服審査法改正により設置された地方自治体の不服審査機関（行審法八一条一項）でも数多くの審査請求がなされている。²⁾

これに加え、行政上の取扱いについては勤労収入に伴う勤労控除が認められているが、個別事情に即した必要経費控除を正面から認めることにはなっていない。本判決ではXがビジネスホテルの宿泊費とパソコン等購入費用を必要経費として六三条による費用返還から控除するよう求めたが、これが認められなかった。六三条返還において必要経費控除を求めた事例は他に見当たらず、本判決が実務上与える影響は多い。

これに加え医療扶助として支弁された保護費相当額の費用返還を肯定し、返還決定時の資力について考慮しなくても良いことを認めた。今国会に提出されている生活保護法改正法案では、法六三条による費用返還について国税徴収の例によるとの改正（いわゆる非免責債権化）がなされることに鑑みると、本判決が法六三条に関する行政に与える影響は少なくない。以下、判決の説示に従って検討を加える。

二 違法性審査基準について(判旨一)

保護の実施機関が行う法六三条返還が裁量権濫用になる基準について、本判決では、被保護者に対する調査権が裁量に委ねられていることを根拠に、法の目的及び社会通念に照らし著しく妥当性を欠く場合あるいは判断の基礎となる事実を欠く場合に裁量権濫用となる旨論じている。過誤支給生活保護費返還処分取消請求訴訟・東京地判平二九・二・一賃社一六八〇号三六頁、生活保護変更決定取消等請求事件・京都地判平一七・一〇・二〇LEX/D B二五四一〇四六七その控訴審である大阪高判平一八・一二・二二LEX/D B二五四二〇八二九でも同様、内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合に裁量権濫用となる旨判示している。

このような法六三条に係る判断過程審査論は、呉市(広島県教職員組合)事件・最三小判平一八・二・七民集六〇巻二号四〇一頁を嚆矢とするが、同最判とは法関係を異にする法六三条の審査基準としても機能することが判例上定着したものといえる(北九州市八幡東生活保護費六三条返還裁判・福岡地判平二六・二・二八賃社二六一五〇一六号九九頁、大野城市生活保護費返還金決定処分等取消請求事件・福岡地判平二六・三・一一賃社一六一五〇一六号一

七頁はこれを参照する)。

もつとも、呉市(広島県教職員組合)事件以前の事案でも、尼崎市生活保護費返還決定取消訴訟・大阪高判平二五・一二・一三賃社一六一三号四九頁は原審を引用し「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものかどうか、社会通念上容認できる程度であるかどうか、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについての判断に合理性がない場合」に裁量権濫用になるとしていた。裁量権濫用の審査方法としては判断過程審査のほか実質的判断対置、社会観念審査があるが、尼崎事件も結局は判断過程審査を採用しているように思われる。

もつとも、本判決は返還額決定にあたっての裁量権濫用判断に係る考慮要素を示しているわけではない。これまでの裁判例では①被保護者の収入や資産の状況、被保護者の受けた保護金品の使用の状況、②被保護者の生活実態、③当該地域の実情を裁量権濫用判断の考慮要素とするものが一般的であった(過誤支給生活保護費返還処分取消請求事件・東京地判平二九・二・一賃社一六八〇号三三頁)。本判決がこれらの考慮要素を示さなかったのは、単にXの主張に依って争点化しているからであると思われる。

三 争点一…収入からの必要経費の控除ないし自立更生免除の要否について(判旨二)

(一) 必要経費控除と基礎控除

本判決を理解するためには、生活保護法における基礎控除制度の法的意義を理解する必要がある。この点迅速であるが、少々解説する。

現行の生活保護法制定(一九五〇年)に係る国会審議において、被保護者の就労意欲を助長するために勤労による収入の一部を収入認定から除外する取扱いについて議論されたが、法はそのような考え方を正面から採用しなかった。ただし、勤労により収入をあげるためには、勤労しない場合に比べて生活上の需要をより多く消費することになるので、この点を考慮することとされ、収入を得るために直接必要とした費用を控除することとなった。もともと、現実にはそのような諸経費のほか、特別勤労控除として「労作の程度、努力の状況等」を勘案した勤労控除が設定された。つまり、必要経費控除のほか、勤労意欲を喚起させるための控除が設定されていたといえる。

被保護世帯に占める稼働世帯の割合が六割程度になると、稼働世帯に対する処遇を再考すべきということが議論された。一九五七年には勤労控除が正面から設定された。⁴⁾ 勤労

控除を設けることは被保護者の就労意欲と自立の意欲を喚起することから望ましい制度であるとはいえるものの、保護の補足性原則(法四条一項)や無差別平等の原理(法二条)と両立しない。そこでその根拠を必要即応原則(法九条)に求め、あくまでも勤労に関わる必要経費を控除するためのものであるとの位置付けがなされ、自立助長の仕組みではないとされた。

ところが高度成長期にあった一九六一年以降の保護基準改定において、勤労控除制度が必要経費控除であるということを超えて、自立助長のための控除であるとの位置付けがなされるようになった。一九六一年度の予算では収入認定幅を改定して勤労控除を拡大し、自立助長の費用を最低生活費の一部に取り込むようになったのである。

その後の一九八五年、中央社会福祉審議会意見具申「国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方について」において、「生活保護法の目的の一つである自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある」との認識を示した。見直しの基本的な考え方として「勤労に伴う職業的必要経費という基本的性格を踏まえつつ、勤労意欲を増進するための経費」を軸に再編することとし、「勤労控除」を「基礎

控除一へと改めることにした。そこで一九八六年に控除額を勤労収入の増に比例して増加させる方式に一元化するとともに、控除率については「勤労関連経費の支出状況から約二〇%」とされた。つまり、基礎控除は必要経費と勤労意欲増進の二つの性格を併せ持つことが改めて確認されたのである。

しかし実際に設定された基礎控除とは別に、必要経費については保護基準中に明示されたもの（たとえば、社会保険料控除など）については、別途控除されることになっていった。つまり、基礎控除における必要経費控除の考え方は徐々に弱くなっていったのである。二〇〇七年の生活扶助基準に関する検討会では、就労に関連する経費は平均で一割程度になっていることに着目し、これを根拠に控除額を減らすと同時に、より自立を喚起するための制度を設けることとした。それが就労自立給付金（法五五条の四）である。

つまり、基礎控除制度はもとも就労に要する実費控除の目的があったものから、次第に就労意欲喚起のための性格を帯びるようになってきたけれども、必要経費控除の性質は消失していない、ということができよう。そうすると、基礎控除が法九条にいう必要即応原則に配慮しつつも、定

額・定率で控除額を算出していることについてはそれなりの合理性があるものともいえる。そうすると、法の解釈としては①本件で主張された必要経費が、運用上認められている必要経費品目に該当するか否か、②仮に該当しないとしても、本件で主張されている必要経費は必要経費として別途控除に値するか否か、③仮に別途考慮すべき品目にあたらぬとしても、主張されている必要経費が基礎控除に包含されるか否か、④包含されていないとすれば、その費目は自立助長のために用いられるべき最低生活費に含まれないものといえるかどうか、といった諸点を検討しなければならぬはずである。

(2) 本判決における必要経費控除

基礎控除制度には必要即応原則に配慮して実費をすべて控除すべきである、との法的要請がないとしても、少なくとも基礎控除制度の趣旨には実費控除が含まれるのであるから、それをまったく考慮していない本判決の判断手法には疑問が残る。

もつとも、この点はXが主張していなかったのであるから、判決としては当然であろう。しかしながら、必要経費として認定すべきか否かは、同時に被保護者の生存権の内容を規定するものになるのであるから、もう少し踏み込んだ

でもよかつたのではないか。

とはいえ、これまでも勤労による自立生活を手に入れる手段として、必要経費控除を求めた事例がある。生活保護費返還決定処分取消請求事件・大阪地判平一三・九・七 L E X / D B 二五四一〇二〇八は「本を書くために本件補償金でパソコン・カメラ・メダカを育てるための物品を購入したいとの希望」があつたが、それが否定された。もつともこの事例は購入することで将来の自立に資するという可能性に賭けたものであつて、本件のように実際に要した経費とは性質を異にする。そうすると、本判決では（Xが主張していないのでやむを得ないが）勤労控除制度と必要経費についての議論をしてもよかつたのではないかと思われる。

（3）控除項目について

本判決では①持病のある被保護者が勤務に伴い宿泊したビジネスホテルの宿泊費、②社会福祉協議会への償還金、③滞納資料返済、④給与明細印刷のためのパソコン等購入につき、課長通知等を参照していずれにも該当しないものと判断した。

Xに対して既になされている基礎控除に必要な経費控除の性格が含まれていることに鑑みると、これらの取扱いが一

概に不適切であると断じることではできないであろう。しかしながら、その評価について疑問がないわけではない。

②につき、生活保護法による生活扶助がその用途を限定していかないことからすれば、保護費消費自由原則を導くことができよう（この点を指摘したものとして福岡東福祉事務所長事件・福岡高判平一〇・一〇・九民集五八巻三号七二四頁）。そうすると支給された保護費から保護申請前の債務を返済することは自由であろう。しかし申請保護原則を採用していることからすれば、保護申請前に発生した債務の弁済について、「資力があるにもかかわらず」受けた保護費から返済することができるとは別途の考慮を要する。つまり、六三条返還の控除額に債務の弁済を含めることは、その分だけ最低生活を上回る効果を持ち、生活保護の「基準は…最低生活の需要…をこえないものではないべからぬ」（法八条二項）との整合が問われることになるからである。

しかし、基礎控除制度は元来そのような最低限度の生活を上回ることを許容する制度である。そうすると、これを許容する法的根拠として自立助長に資するかどうか（法一条）が正面に現れることになる。そこで本来的には、これら必要経費が基礎控除を超えて自立に資するかどうかを個

別に検討しなければならぬことになる。

(4) 自立更生控除

しかしこのような自立更生に向けた費用につき、受給過程において個別に考慮して基礎控除に含まれるかどうかを判断することを法が直接に認めているわけではない。その意味で、最低生活費と自立更生費とは別個の仕組みであるということが出来る。

自立更生に係る費用が正面から認められているのは、法六三条による費用返還にあたって、控除額を決定するときである。この仕組みは前出の保護課長通知によれば「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が定めた額」については返還額から控除される取扱いとされている。ただ、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額については、控除対象としない旨の運用がなされている（課長通知一(一)④）。そうすると、判断方法としては①当該通知の相当性、②当該通知への適合性、③結果の妥当性を示さなければならなかったはずである。

ただ、滞納家賃返済が自立更生にあたるかどうかということについて、「現在の住居を維持することがXの自立更

生のために必要不可欠なものとはいえない」という判断は、たとえば障害者総合支援法一条の二（身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援及びそれらの障壁となる事象の除去）のように、居住そのものに法的な価値を見出す近年の動向からすれば、もう少し踏み込んだ判断があってもよいだろう。

なお、給与明細印刷のため「パソコン等を一時的に知人等から借りるなどして賄うことができ、本件パソコン等は自立更生のために不可欠とはいえない」としたことについては、今日の国民感情からみて疑問が残る。むしろ勤労に伴う必要な経費として、他の面からの主張ないし検討が必要であったともいえる。

そもそも法六三条に基づく費用返還にあたって自立更生費を考慮するのは、収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却することができる場合があることに鑑み、支払い済みの保護費全額を返還させるよりは、一部を控除して保護から脱却することができるとする機会を拡大させるためである。そうすると、全国的に客観的な指標が示されているわけではない自立更生費の算定につき、個別事情に即した自立可能性の面から自立更生費を算定することが必要であるともいえる。この点について本判決はもう少し踏み込んで良

かつたものともいえる。

四 争点(二) … 医療扶助相当額の返還の適法性について

(判例三)

生活保護の被保護者が就労して健康保険法の適用がある場合、健康保険に加入することで医療費の七割が保険から、三割の自己負担は生活保護法の医療扶助により支給される。これに対して、本件Xのように退職後に健康保険法の適用がない場合には国民健康保険に加入できないので(国民健康保険法六条九号)、医療費についてはすべて生活保護法の医療扶助が給付されることになる。この場合の医療扶助として支給される内容は「保護金品(法六条三項)」に含まれるため、「受けた保護金品」の返還を定める法六三条の適用があることから、医療費の返還が求められることになる。これは仮に被保護者が国民健康保険に加入することができていたのならば返還しなければならないのは医療費の三割でよいのに、加入できないために一〇割を返還しなければならぬという問題を生じさせる。これは被保護者にとって釈然としない思いが残るようである。

もっともこれが法的問題となるのは、第三者によって受けた損害賠償と医療扶助の場合と、他の法制度による医療

給付がなされる余地がある場合である。モーターボートの事故被害に遭った解決金を受けた者が、障害者自立支援法(当時)の自立支援医療費を受ける余地があったのに医療扶助を受けた場合の費用返還につき、自立支援医療費が申請原則を採用している一方で生活保護が補足性原則を採用していること、事故被害による損害賠償の損害額には医療費が含まれていることを考慮して、六三条返還に医療費が含まれる(生活保護費返還決定処分取消請求事件・東京高判平二二・三・二三LEX/DB二五四四二六九一)ものとした。この点、立法論は置くとして、現行法の解釈としては正当であろう。

本判決もこの流れを汲むものであり、正当なものと思われる。

(1) 丸谷浩介「生活保護法六三条費用返還における調査義務」質社一五八八号(二〇一三年)四七頁

(2) 平成二六年度における都道府県審査請求の処理件数(三二一九九件)のうち、生活保護法関係は八九五六件(二八・六%)である(総務省「平成二六年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果―地方公共団体における状況―」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000392311.pdf) 最終確認二〇一八年五月一日)。

生活保護法関係の内訳は明らかにされていないが、保護基準の引き下げに次いで六三条返還に関する事案が多いようである。

- (3) 小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用』(中央社会福祉協議会、一九五〇年)一六九頁。
- (4) 岩永理恵『生活保護は最低生活をどう構想したか―保護基準と実施要領の歴史分析―』(ミネルヴァ書房、二〇一一年)九九頁以下。

※本研究はJSPS 科研費16K03347の助成を受けたものである。